明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（総務七九）　一

〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二一〇～二一三、二一五、二一六）　五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二一四）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
令和五年度裁判所共済組合の決算、独立行政法人国立病院機構令和五年度（第二十期事業年度）財務諸表、独立行政法人都市再生機構令和五年度財務諸表、令和五年度日本たばこ産業共済組合の決算、日本郵政共済組合定款の一部変更関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　六
会社その他
会社決算公告　六

省令

○総務省令第七十九号

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第七条第六項、第十六条第一項及び第二十条第一項第四号イの規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月九日

総務大臣　松本　剛明

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（省力化に資する装置又は機械器具） **第十七条の二の二**　令第七条第六項の防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に備え付けられているホースを積載でき、かつ、当該ホースを運搬及び延長できる器具（以下「ホース延長用資機材」という。） 三　大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が水又は泡水溶液を放水（以下「放水」という。）するときに防災要員にかかる反動力を有効に減少させることのできる器具（以下「低反動ノズル」という。） 四　大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車につき置かれている防災要員相互間で通信を行うため携帯して使用する無線装置（以下「携帯無線機」という。） ［2　略］	（省力化に資する装置又は機械器具） **第十七条の二の二**　［同上］ ［一　同上］ 二　大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車に備え付けられているホースを積載でき、かつ、当該ホースを運搬及び延長できる器具（以下「ホース延長用資機材」という。） 三　大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車が水又は泡水溶液を放水（以下「放水」という。）するときに防災要員にかかる反動力を有効に減少させることのできる器具（以下「低反動ノズル」という。） 四　大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車につき置かれている防災要員相互間で通信を行うため携帯して使用する無線装置（以下「携帯無線機」という。） ［2　同上］

3　ホース延長用資機材は、次に掲げる要件に該当するものであること。

［一～三　略］

四　大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に確実に固定でき、かつ、防災要員二人以内で安全かつ迅速に積卸しできるものであること。

［4・5　略］

（特定事業所の要件及び防災要員）

第十七条の三　令第七条第六項の特定事業所で総務省令で定める要件は、前条第一項各号に規定する装置又は機械器具を有し、又は搭載している次の各号に掲げる防災資機材等ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　遠隔操作装置を搭載している大型高所放水車

イ　当該特定事業所に令第八条第一項の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する屋外貯蔵タンクがある場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に次のいずれかの消火活動の用に供する場所（特定通路（石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年通商産業省・自治省令第一号）第六条第六号に規定する特定通路をいう。以下同じ。）その他消防自動車を配置し、防災要員が消火活動を行う場所をいう。以下「消火活動場所」という。）があること。

(i)　大型化学消防車又は大型化学高所放水車、大型高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動場所

(ii)　大型高所放水車及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所

(2)～(4)　略

3　［同上］

［一～三　同上］

四　大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車に確実に固定でき、かつ、防災要員二人以内で安全かつ迅速に積卸しできるものであること。

［4・5　同上］

（特定事業所の要件及び防災要員）

第十七条の三　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学消防車又は大型化学高所放水車、大型高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動の用に供する場所（特定通路（石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年通商産業省・自治省令第一号）第六条第六号に規定する特定通路をいう。以下同じ。）その他消防自動車を配置し、防災要員が消火活動を行う場所をいう。以下「消火活動場所」という。）があること。

［新設］

［新設］

(2)～(4)　同上

ロ　当該第一種事業所に、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物（屋外タンク貯蔵所を除く。以下同じ。）がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1)　すべての当該工作物の周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

ハ　当該第一種事業所に、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンク（令第八条第一項の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する屋外貯蔵タンク及び同条第二項に規定する送泡設備付きタンク（以下「送泡設備付きタンク」という。）を除く。以下同じ。）がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

［ニ　略］

ロ　当該第一種事業所に、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物（屋外タンク貯蔵所を除く。以下同じ。）がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、大型化学高所放水車又は大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1)　すべての当該工作物の周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上

ハ　当該第一種事業所に、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンク（令第八条第一項の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する屋外貯蔵タンク及び同条第二項に規定する送泡設備付きタンク（以下「送泡設備付きタンク」という。）を除く。以下同じ。）がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上

［ニ　同上］

二　遠隔操作装置を搭載している普通高所放水車

イ　当該第一種事業所が前号ロに該当する場合

(1)　すべての当該工作物の周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

ロ　当該第一種事業所が前号ハに該当する場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

［八　略］

三　ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している大型化学消防車

イ　当該特定事業所が第一号イに該当する場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に次のいずれかの消火活動場所があること。

(i)　大型化学消防車又は大型化学高所放水車、大型高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動場所

(ii)　大型高所放水車及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所

(2)・(3)　略

二　［同上］

イ　［同上］

(1)　すべての当該工作物の周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　［同上］

ロ　［同上］

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上

［八　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車又は大型化学高所放水車、大型化学消防車及び泡原液搬送車による消火活動場所があること。

［新設］

［新設］

(2)・(3)　同上

［ロ　略］

ハ　当該第一種事業所が令第九条の表の上欄に掲げる特定事業所に該当し、かつ、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物がある場合

(1)　すべての当該工作物の周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

ニ　当該第一種事業所が令第九条の表の上欄に掲げる特定事業所に該当し、かつ、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンクがある場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

［ホ・ヘ　略］

［四　略］

五　ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している甲種普通化学消防車

［イ　略］

ロ　当該第一種事業所が第三号ハに該当する場合

(1)　すべての当該工作物の周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

［ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　すべての当該工作物の周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上

ニ　［同上］

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上

［ホ・ヘ　同上］

［四　同上］

五　［同上］

［イ　同上］

ロ　［同上］

(1)　すべての当該工作物の周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上

ハ　当該第一種事業所が第三号ニに該当する場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

ニ・ホ　略

六　略

七　ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している大型化学高所放水車

イ　当該特定事業所が第一号イに該当する場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学高所放水車による消火活動場所及び泡原液搬送車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

ロ～ヘ　略

八　略

九　ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車

イ　当該特定事業所が第一号イに該当する場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ロ　当該特定事業所が第三号ロに該当する場合

(1)　すべての当該送泡設備付きタンクの送泡口の周囲に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ハ　当該特定事業所が第三号ハに該当する場合

(1)　すべての当該工作物の周囲に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ニ　当該特定事業所が第三号ニに該当する場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ホ　当該特定事業所が第三号ホに該当する場合

(1)　すべての建物その他の工作物の周囲に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ヘ　イからホまでのいずれか二以上に該当する場合には、そのすべてに定める要件に該当していること。

十　ホース延長用資機材及び低反動ノズルを搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車

前号イからヘまでに定める要件に該当していること。

2　前項に掲げる防災資機材等に係る令第七条第六項の総務省令で定める人数は、次の各号に定める人数とする。

一～八　略

ハ　同上

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上

ニ・ホ　同上

六　同上

七　同上

イ　同上

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動場所があること。

(2)　同上

ロ～ヘ　同上

八　同上

新設

新設

2　同上

一～八　同上

九　前項第九号の消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車　三人 十　前項第十号の消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車　四人 （固定放射設備等による代替措置） **第二十一条の二**　［略］ ［2～4　略］ 5　特定事業者は、その特定事業所に第一項の固定放射設備又は消防艇を設置する場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、次に定めるところにより、災害が発生した場合に直ちに防災活動を行うことができる防災要員を置いていなければならない。 一　固定放射設備を設置する場合　令第八条から第十条まで及び第十六条第五項の規定により備え付けなければならないものとされる大型化学消防車等の代替する台数に二を加えた数の人員 二　消防艇を設置する場合　当該消防艇各一隻につき令第七条第一項第十二号に規定する乗組船舶職員等のほか二名 （構成事業所の要件及び防災要員） **第二十六条の三**　令第二十条第一項第四号イに規定する総務省令で定める要件は、構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に令第八条から第十一条まで並びに第十六条第二項及び第三項の規定により防災資機材等を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各構成事業者の構成事業所のすべてが第十七条の三第一項各号に掲げる防災資機材等ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。この場合において、令第二十条第一項第四号イの総務省令で定める防災要員の人数は、第十七条の三第二項各号に定める人数とする。 ［2　略］	［新設］ ［新設］ （固定放射設備等による代替措置） **第二十一条の二**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　［同上］ 一　固定放射設備を設置する場合　令第八条から第十条まで及び第十六条第四項の規定により備え付けなければならないものとされる大型化学消防車等の代替する台数に二を加えた数の人員 二　消防艇を設置する場合　当該消防艇各一隻につき令第七条第一項第十号に規定する乗組船舶職員のほか二名 （構成事業所の要件及び防災要員） **第二十六条の三**　令第二十条第一項第四号イに規定する総務省令で定める要件は、構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に令第八条から第十一条まで及び第十六条第二項の規定により防災資機材等を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各構成事業者の構成事業所のすべてが第十七条の三第一項各号に掲げる防災資機材等ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。この場合において、令第二十条第一項第四号イの総務省令で定める防災要員の人数は、第十七条の三第二項各号に定める人数とする。 ［2　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。